

2025年度 ENEOS Xplora留学生奨学金(インドネシア) 募集・推薦要項

ENEOS Xplora株式会社(以下、「当社」という。)は、「2025年度 ENEOS Xplora留学生奨学金(インドネシア)」(以下、「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学金は、インドネシアからの優秀な留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安を緩和し、学習効果を高め、有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

2. 奨学金寄付の趣旨

当社は、ENEOSグループの行動基準の一つである「市民社会の発展への貢献」を推進するため、社会貢献に関する取り組みの一つとして、日本とインドネシアの相互理解と友好親善に寄与する人材を育成することを目的として奨学金を寄付する。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 2025年度秋学期に、当社が指定する日本国内の大学(以下、「大学」という。)の修士(博士前期)課程、専門職学位(修士)課程、6年制学士課程5年次以上に在籍する私費外国人留学生(学生交流協定に基づく交換留学生を含む)。
- (2) インドネシアの国籍を有し、日本に在留中の在留資格が「留学」である者。
- (3) 日本語、または英語でのコミュニケーションが可能な者。
- (4) 留学の目的または計画が明確で、学習の効果が期待できる者。
- (5) 将来、日本とインドネシアの交流促進と、友好親善に貢献する意欲のある者。
- (6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (7) 本奨学金の支給期間中、日本以外に留学しない者。
- (8) 経済的援助を必要とする者。
- (9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4. 採用人数

若干名

5. 支給内容

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 月額奨学金 | 80,000円 |
| (2) 一時金 | 200,000円 |

6. 支給期間

留学開始月より留学修了月まで。(ただし、最短12か月～最長24か月間とする。また、「留学開始月より留学修了月まで」とは、原則として、願書(様式1)に記載された授業期間とする。在外でオンライン授業を受講する期間は支給しない。)

7. 応募・推薦方法

大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる推薦書類を、当社に提出するものとする。

8. 応募・推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書(様式1) | 1通 |
| 日本語または英語で記載されたもの。但し英語の場合は和訳を添付すること。 | |
| (2) 応募者の写真(最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 大学の長による推薦書(様式2) | 1通 |
| (4) 応募時に入手可能な直近の学業成績証明書 | 1通 |

9. 応募・推薦書類の提出方法・期限

提出方法は電子のみとし、2025年8月29日(金)必着とする。なお、提出期限を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

当社は、7により推薦された者について選考を行い、受給者を決定する。結果は2025年9月中を目途に大学に通知する。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、年度末及び本奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて当社に報告しなければならない。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて当社へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて当社へ遅滞なく届け出なければならない。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて当社へ報告しなければならない。
- (5) 受給者は、当社の要請に応じ、アンケート等に回答しなければならない。また、採用決定後の当社担当者との面談及び受給終了後の当社主催の報告会に参加しなければならない。

13. 奨学金給付の休止又は終了および決定取り消し

- (1) 受給者が留学先大学を長期欠席した場合は、本奨学金を休止する。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、受給者は、当社への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 奨学生として採用された場合は、本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 本奨学金は他の団体が実施する併給を認める奨学金との併給を妨げない。
- (4) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて当社に速やかにその旨通知しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他団体が実施する併給不可の奨学金、奨励費等の受給を目的として辞退することはできない。

15. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の管理

当社は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を当社の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)の目的で利用する場合を除き、あらかじめ本人の同意がない限り第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 応募書類を本奨学金の受給者を決定する選考の際に利用する。
- ② 応募書類に記載された個人情報を奨学金支給事務のために利用する。
- ③ 応募書類に記載された個人情報を留学修了報告会等の開催時に利用することがある。
- ④ 報告書、礼状、近況報告等を、事前に受給者本人からの承諾を得たうえで、当社のウェブサイト等において広報目的に使用することがある。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

〒100-8163 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

ENEOS Xplora株式会社 総務部 総務グループ
担当者:徳岡 慶香 (tokuoka.yasuka@eneos.com)

以 上